

第9回司法書士特別研修 募集要項

日本司法書士会連合会

○ はじめに

平成15年4月施行の改正司法書士法（以下「法」という。）により、法第3条第1項第6号及び第7号の業務（平成18年1月施行の不動産登記法等の一部を改正する法律（平成17年法律第29号）による改正により法第3条第1項第8号の業務が加わりました。以下これらの業務を「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）を行うことができるようになりました。本司法書士特別研修（以下「特別研修」という。）は、この簡裁訴訟代理等関係業務を行うために必要な能力を修習するために、日本司法書士会連合会が、法第3条第2項第1号に定める法人として指定を受けた上で実施するものです。

つきましては、本要項に基づき、受講者を募集しますのでお知らせいたします。

○ 特別研修の実施方法について

本特別研修は、講義形式のほか、少人数でのゼミナールや裁判所で実施する実務研修などの実践的研修となっております。このような研修環境の充実を図るため、やむなく、総受講定員を1,170名とし、実施地区ごとに受講定員を設けております。したがって、受講申込者が総受講定員数以内でも、希望する地区で受講することができない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。また、受講申込者が多数となり、総受講定員数を超えた場合の選定方法は、申込順といたします。

○ 聴講制度及び教材頒布制度について

第1回から第8回までの特別研修の修了認定を受けているものの、法第3条第2項第2号の認定を受けていない方で、次回考査を受験しようとする方については、第9回特別研修を聴講する制度（聴講制度）及び第9回特別研修の教材を購入する制度（教材頒布制度）を利用することができます（本要項に基づく受講申込みは不要です。これらの制度の申込方法等については、連合会または各司法書士会にお問い合わせください）。

なお、会場の状況等により、聴講制度を実施しない地区もありますので、ご注意ください。

以上の趣旨をご理解いただいた上で、第9回特別研修の受講をお申し込みくださるようお願いいたします。

－ 第9回司法書士特別研修について －

I. 研修日程・会場

(1) 日程

平成22年1月30日(土)から同年3月7日(日)まで

「第9回司法書士特別研修実施日程」(P12)をご参照ください。

なお、実施日程等の詳細は、会場ごとに(グループ研修及び実務研修の日程についてはグループごとに)異なりますので、追ってお知らせいたします(平成22年1月中旬の予定)。

(2) 会場

①北海道地区 <定員 30名> (札幌・函館・旭川・釧路)

【札幌司法書士会館】〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西13-4

②東北地区 <定員 30名> (宮城・福島・山形・岩手・秋田・青森)

【宮城県司法書士会館】〒980-0821 宮城県仙台市青葉区春日町8-1

③関東地区 <定員 540名>

(東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・静岡・山梨・長野・新潟)

○東京会場【多摩永山情報教育センター】〒206-0024 東京都多摩市諏訪2-5-1

├ 東京グループ<240名>【多摩永山情報教育センター】

├ 埼玉グループ<120名>

└ 【埼玉県県民活動総合センター】／【大宮ソニックシティ】

└ 千葉グループ<60名>【クロスウェーブ船橋】

※東京会場受講者は、ゼミナール・模擬裁判・総合講義については、【多摩永山情報教育センター】にて行います。

○神奈川会場<120名>

【岩崎学園新横浜1号館】〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-10

④中部地区 <定員 120名> (愛知・三重・岐阜・福井・石川・富山)

【愛知県産業労働センター】〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38

【愛知県司法書士会館】〒456-0018 愛知県名古屋市中村区新尾頭1-12-3

【桜華会館（日程のうち一部）】〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 1-7-2

⑤近畿地区 <定員 300 名>

（大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山・香川・徳島）

【天満研修センター】〒530-0034 大阪府大阪市北区錦町 2-21

⑥中国・四国地区 <定員 60 名>

（広島・山口・岡山・鳥取・島根・高知・愛媛）

【RCC文化センター】〒730-0015 広島県広島市中区橋本町 5-11

【広島司法書士会館】〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-69

⑦九州地区 <定員 90 名>

（福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄）

【福岡東映ホテル】〒810-0011 福岡県福岡市中央区高砂 1-1-23

【電気ビル（日程のうち一部）】〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通 2-1-82

【福岡県司法書士会館（日程のうち一部）】

〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 3-2-23

※原則、住所地（会員は所属司法書士会）の地区で受講してください。

※実務研修（X I．講義内容及び研修方式等参照）以外の研修は、基本的に上記会場にて行います（受講者数により、変更の可能性あり）。

※関東地区は、東京会場、神奈川会場の2会場があり、東京会場はさらに東京グループ、埼玉グループ、千葉グループに分かれています。東京会場希望者は希望のグループまでご選択ください。但し、収容人数の都合上、希望する会場で受講できない場合があります。

II. 受講対象者

司法書士会会員（以下「会員」という。）または未登録だが法第4条に定める司法書士となる資格を有する者（以下「有資格者」という。）のうち、特別研修の受講を希望する者

III. 総受講定員

1, 170名

※会場の都合により、実施地区ごとの受講定員を設けております。よって、受講申込者が総受講定員数以内でも、希望する地区で受講することができない場合がありますので、ご承知おきください。

IV. 申込要領

(1) 申込方法（郵送のみとする。持参不可）

「第9回司法書士特別研修受講申込書」（以下、「申込書」という。）に必要事項をご記入のうえ、受講料納付後、添付書類とともに下記の申込先まで書留郵便（簡易書留可）もしくは特定記録郵便にて送付してください。

※連合会より、申込完了の通知はいたしません。申込後に受講資格喪失事由（VI. 参照）に該当した場合や、何らかの事情により受講ができなくなった場合のみ、連合会より対象者に通知いたします。

※受講者には、平成22年1月中旬に、『受講のご案内（研修スケジュール、グループ・クラス分け、留意事項等）』及び教材等を送付する予定です。

(2) 添付書類（返却いたしません）

①司法書士となる資格を有する書面の写し【合格証書・認定証書等】・・・1通
※平成21年度司法書士試験合格者の合格証書の写しにつきましては、合格証書の交付が申込受付期間と重なる場合もあるため、後日郵送も可（普通郵便にて送付してください）とします。

②住民票または登録原票記載事項証明書【交付日より1ヵ月以内】・・・1通

③郵便振替用紙の「払込請求書兼受領証（写しでも可）」・・・1通
※申込書の所定の欄に、受講料を納付したことを証する書面（郵便振替用紙の「払込請求書兼受領証（写しでも可）」を、必ず貼付してください（貼付されていない申込書は受け付けいたしません）。

④受講証（同封の受講証用紙の所定の欄に写真を貼付し、氏名を記入したもの）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

※写真は、縦3cm×横3cm（カラー、白黒のどちらでも構いません）、裏面に氏名及び登録番号（会員のみ）を付記してください。

※受講を希望する本人の氏名を記入してください。

※会員は、①および②の提出は不要です。

(3) 申込先

【日本司法書士会連合会 事務局研修課】

※封筒表面に「第9回司法書士特別研修申込書在中」と記載してください。

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館3F

(4) 申込受付期間

平成21年11月10日(火)から同年11月30日(月)まで

(消印有効)

※受付期間以外に送付された申込書は無効となりますので、充分ご注意ください。

V. 受講料

(1) 受講料 145,000円 (教材・副教材費込み、振込手数料別)

※上記の金額には、食事代、交通費、宿泊費、必読・参考図書費、考査受験料は含まれません。

(2) 受講料の納付方法

①納付方法

受講希望者は、同封の郵便振替用紙に、必ず受講者本人の氏名、登録番号(会員のみ)、住所(会員は事務所所在地)、電話番号を明記し、受講料を納付してください。なお、振込手数料は申込人においてご負担ください。

受講料の納付後、受講申込書の所定の欄に、郵便振替用紙の「払込請求書兼受領証(写しでも可)」を、必ず貼付のうえ申し込みをしてください(貼付されていない申込書は受け付けいたしません)。

②受講料の納付先

郵便振替口座 東京00140-6-759767

日本司法書士会連合会特別研修

※郵便振替用紙の「払込請求書兼受領証」をもって領収書と替えさせていただきます。

(3) 受講をキャンセルした場合の受講料の返還

受講を申し込んだ後、その申し込みを取り消す場合は、すみやかに連合会に電話連絡(TEL 03-3359-4171代)をしてください。所定の届出書をお送りします。

平成22年1月15日(金)までに連合会に対して受講の取消しを通知した場合は、受講料を全額返還いたしますが、1月16日(土)から22日(金)までに連合会に対して受講の取消しを通知した場合は、受講料の半額を返還いたします(事務処理等の都合上、返還は特別研修終了後になります)。

所定の届出書は、必要事項(受講料の返還先口座等)をご記入のうえ、郵送または

F A X (03-3359-4175) にて連合会に対して提出してください。

なお、受講料の返還にかかる振込手数料は、取消者本人にご負担いただきますので、ご了承ください。

※第一希望以外の会場（グループ）での受講となり、特別研修開始前に受講が困難となった場合は、受講料の全額を返金いたします。

VI. 受講資格喪失事由

以下の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合、**第９回司法書士特別研修の受講資格を喪失いたします**ので、ご注意ください。

- （１）法第４７条の懲戒処分により、会員登録の取消または停止の処分を受けた場合
- （２）法第６１条の注意勧告を受ける等、司法書士会会長により特別研修を受講させることが相当ではないと判断された場合
- （３）法またはこれに基づく命令に違反するおそれがあり、かつ、連合会会長が特別研修を受講させることが相当ではないと判断した場合

VII. 教材・副教材・必読図書・参考図書

（１）教材

特別研修に使用する教材は、全国すべてに統一的なもので、連合会が特別研修の受講者用に作成いたします。教材は、事例を中心にした冊子とする予定で、教材費は受講料に含まれております。

受講者への教材の送付は、平成２２年１月中旬から行う予定ですが、講師等の都合により、送付が遅れる場合があります。また、教材の一部を講義当日に配付する場合があります。

住所（会員は事務所所在地）と教材送付先が異なる場合は、受講申込書の該当欄に送付先を付記してください。

受講申込後、住所・教材送付先・連絡先を変更する場合は、連合会あてに必ずご連絡ください。

※教材到着後、受講をキャンセルした場合は、教材をご返却いただきます。

（２）副教材

副教材については、司法研修所編「七訂 民事弁護の手引」を使用いたします。本書は一般書店等では入手できませんので、連合会より受講者に送付いたします（平成２２年１月中旬予定）。なお、副教材費は受講料に含まれております。

※副教材到着後、受講をキャンセルした場合は、副教材をご返却いただきます。

(3) 必読図書・参考図書

必読図書及び参考図書については、各自で購入してください（受講料には含まれておりません）。

※副教材及び必読図書につきましては、研修前に必ずお読みください。

VIII. 宿泊について

連合会では、宿泊のあっせんはいたしません。研修期間中の宿泊については、ご自分で手配してください。

IX. 研修期間中の食事について

各自、自己負担となります。

X. 交通費について

各自、自己負担となります。

XI. 講義内容及び研修方式等

講義内容及び研修方式等の概要は、次のとおりです。

1. 「基本講義」（12時間）

(1) 位置付け及び研修内容

訴訟代理人としての自覚を醸成する課目、その後の研修の前提として必須な課目を習得することを目的とする。

具体的には、憲法、訴訟代理人としての倫理・専門家責任、簡易裁判所における民事事件に特有な事項、事実認定、立証等に関する講義を行う。

(2) 研修方式

事前に収録したビデオにより、各会場の同時性、均質性を確保しながら、研修を行う。

(3) 実施日程（予定 変更の可能性あり）

平成22年1月30日（土）、及び2月19日（金）に、合計12時間実施する。

(4) 研修会場

各会場（I.（2）参照）

(5) 講師

大学教授、弁護士、裁判官または裁判所書記官研修所教官

2. 「グループ研修」（36時間）

(1) 位置付け及び研修内容

与えられた事例課題及び提出起案の作成について、ゼミナール、模擬裁判及び総合講義の効果的受講のために必要な予習を行うことを目的とする。

具体的には、訴状、答弁書、準備書面及び証拠申出書等の作成や事例に関する討議等を行う。

(2) 研修方式

各地区において、10名から15名程度までのグループを構成し、各グループがチューターを中心とした自主的な研修を行う。

チューターは、司法書士法第3条第2項第2号の認定を受けた会員の中から、連合会が選任する。

(3) 実施日程（予定 変更の可能性あり）

① ゼミナールに向けての予習的研修（グループ研修Ⅰ）は、合計20時間実施する。具体的な研修日程については、各グループによって異なる。

② 模擬裁判及び総合講義に向けての予習的研修（グループ研修Ⅱ）は、合計16時間実施する。具体的な研修日程については、各グループによって異なる。

(4) 研修会場

各会場（Ⅰ.（2）参照）

3. 「ゼミナール」（18時間）

(1) 位置付け及び研修内容

簡易裁判所における訴訟代理人として活動するために必要な実践的知識及び能力を習得することを目的とする。

具体的には、要件事実に関する講義を踏まえて、不動産訴訟及び金銭訴訟に関する事例研修等を行う。

(2) 研修方式

グループ研修を構成するグループが複数集合し、30名程度でゼミナール方式（対面式）の研修を行う。

(3) 実施日程（予定 変更の可能性あり）

平成22年2月6日（土）、13日（土）、20日（土）に、各6時間、合計18時間実施する。

(4) 研修会場

各会場（Ⅰ.（2）参照）

(5) 講師

弁護士

4. 「実務研修」（16時間）

(1) 位置付け及び研修内容

簡易裁判所に係属している現実の事件に関する研修を通して、これまでの研修日程において得た知識または能力を、さらに実践的なものとするを目的とする。

具体的には、法廷傍聴、簡易裁判所における基本事務や簡易裁判所特有の法廷活動等に関する講義等を行う。

(2) 研修方式

裁判所の協力を得て、法廷傍聴、講師による説明及び質疑応答等の方式による研修を行う。

※ 受講者は、**実務研修を通じて知り得た事実について決して他に漏らさな**

いでください。また、**法廷傍聴**に際しては、自分が関与している事件を傍聴しないよう留意してください。

(3) 実施日程（予定 変更の可能性あり）

ゼミナールⅠ実施後から平成22年3月5日（金）までの間に、合計16時間（休憩時間込み）実施する。

具体的な実施日程については、各地方裁判所事務局総務課を窓口として、各簡易裁判所と協議して定める。

(4) 研修会場

地方裁判所本庁所在地の簡易裁判所

ただし、講義については、簡易裁判所近隣の会場を選定する場合がある。

(5) 講師

裁判官または裁判所書記官

5. 「模擬裁判」（14時間）

(1) 位置付け及び研修内容

実際に訴訟代理人や裁判官等の役割を体験することで、訴訟代理人としての実践的な知識と能力を習得することを目的とする。

具体的には、金銭訴訟及び不動産訴訟に関する模擬裁判等を行う。

(2) 研修方式

グループ研修を構成する単位が複数集合し、30名程度で、グループ研修において与えられた事例を題材に、受講者を配役した模擬裁判等を実施する。

(3) 実施日程（予定 変更の可能性あり）

平成22年2月27日（土）及び3月6日（土）に、各7時間、合計14時間実施する。

(4) 研修会場

各会場（Ⅰ.（2）参照）

(5) 講師

弁護士

6. 「総合講義」（4時間）

(1) 位置付け及び研修内容

実務を遂行する上で役立つ重要事項の習得を目的とする。

具体的には、訴訟代理人としての倫理、訴訟代理人として事件受任から終結に至るまでの全般にわたって必要な意識や自覚等に関する講義を行う。

(2) 研修方式

模擬裁判と同様、30名程度が集合し、応用事例を用いて、講師からの質問に受講者が応答する方式で行う。

(3) 実施日程（予定 変更の可能性あり）

平成22年3月7日（日）に、4時間実施する。

(4) 研修会場

各会場（Ⅰ.（2）参照）

- (5) 講師
弁護士

X II. 修了認定及び受講中止

1. 修了認定

- (1) 連合会は、次のすべての要件を満たした受講者について、今回の特別研修を修了したものと認定する。
- ① 所定の課程をすべて受講したこと
 - ② 訴状または答弁書の起案等、必要とされる課題をすべて提出したこと
 - ③ 研修内容を十分に理解したと認められること
- (2) 講師は、(1)の連合会の認定に際し、意見を述べることができる。この場合においては、連合会は、その意見をも勘案して、(1)の認定を行う。
- (3) 連合会は、特別研修を修了した者を「修了認定者名簿」に登載するとともに、当該認定者に対し、「修了証明書」を交付する。
- (4) 途中退出または15分以上遅刻した受講者についての取扱いは、次のとおりとする。
- ① 基本講義の各課目（憲法、要件事実の基礎、簡易裁判所における民事事件に特有な事項、事実認定Ⅰ、事実認定Ⅱ、立証、ビデオ「交互尋問（建物明渡請求事件）」解説入）を途中退出または15分以上遅刻した場合には、それぞれ当該課目を欠席したものとみなす。
 - ② ゼミナールⅠ、ⅡもしくはⅢ、実務研修、模擬裁判ⅠもしくはⅡまたは総合講義を途中退出または15分以上遅刻した場合には、それぞれ当該研修をすべて欠席したものとみなす。
 - ③ グループ研修Ⅰを途中退出し、またはその開始時刻に15分以上遅刻した場合には、グループ研修Ⅰ全体を欠席したものとみなす。グループ研修Ⅱについても、同様とする。

2. 受講中止の措置

- (1) 連合会は、受講者の受講態度が著しく不良であるときは、当該受講者に対し、受講の中止を命ずることができる。
- (2) 連合会は、(1)の規定により受講中止を命ずる場合には、あらかじめ当該受講者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 受講中止を命ぜられた受講者は、その時から、今回の特別研修のすべての研修を受講することができない。
- (4) 理由の如何を問わず、受講中止を命ぜられた受講者に対しては、すでに徴収した受講料は返還しない。

X III. 簡裁訴訟代理等能力認定考査

考査の実施日程については、未定です。

	位置付け及び研修内容	研修方式	実施日程・時間	研修会場	講師
基本講義	訴訟代理人としての自覚を醸成する課目、その後の研修の前提として必須な課目を習得することを目的とする。具体的には、憲法、訴訟代理人としての倫理・専門家責任、簡易裁判所における民事事件に特有な事項、事実認定、立証等に関する講義を行う。	ビデオ視聴	1 2 時間	各会場	大学教授・弁護士・裁判官または裁判所書記官研修所教官
グループ研修	与えられた事例課題及び提出起案の作成について、ゼミナール、模擬裁判及び総合講義の効果的受講のために必要な予習を行うことを目的とする。具体的には、訴状、答弁書、準備書面及び証拠申出書等の作成や事例に関する討議等を行う。	10名から15名程度までのグループを構成し、チューターを中心とした自主的な研修	グループ研修Ⅰ (20時間) グループ研修Ⅱ (16時間)	各会場	
ゼミナール	簡易裁判所における訴訟代理人として活動するために必要な実践的知識及び能力を習得することを目的とする。具体的には、要件事実に関する講義を踏まえて、不動産訴訟及び金銭訴訟に関する事例研修等を行う。	30名程度でのゼミナール方式	1 8 時間 (6時間×3日)	各会場	弁護士
実務研修	簡易裁判所に係属している現実の事件に関する研修を通して、これまでの研修日程において得た知識または能力を、さらに実践的なものとするを目的とする。具体的には、法廷傍聴、簡易裁判所における基本事務や簡易裁判所特有の法廷活動等に関する講義等を行う。	法廷傍聴・講師による説明及び質疑応答	1 6 時間	地方裁判所本庁所在地の簡易裁判所／講義については簡易裁判所近隣会場の場合あり	裁判官または裁判所書記官
模擬裁判	実際に訴訟代理人や裁判官等の役割を体験することで、訴訟代理人としての実践的な知識と能力を習得することを目的とする。具体的には、金銭訴訟及び不動産訴訟に関する模擬裁判等を行う。	受講者を配役した模擬裁判	1 4 時間 (7時間×2日)	各会場	弁護士
総合講義	実務を遂行する上で役立つ重要事項の習得を目的とする。具体的には、訴訟代理人としての倫理、訴訟代理人として事件受任から終結に至るまでの全般にわたって必要な意識や自覚等に関する講義を行う。	講師からの質問に受講者が応答する方式	最終日に4時間	各会場	弁護士

第9回司法書士特別研修実施日程

平成22年

1月	30日	(土)	第9回特別研修／基本講義（5. 5時間）	
	31日	(日)		
2月	1日	(月)		
	2日	(火)		
	3日	(水)		
	4日	(木)		
	5日	(金)		
	6日	(土)	ゼミナール（6時間）	
	7日	(日)		
	8日	(月)		
	9日	(火)		
	10日	(水)		
	11日	(木)		
	12日	(金)		
	13日	(土)	ゼミナール（6時間）	
	14日	(日)	実務研修	
	15日	(月)	(2/8から3/5までに16時間)	
	16日	(火)		
	17日	(水)		
	18日	(木)		
	19日	(金)	基本講義（6. 5時間）	
	20日	(土)	ゼミナール（6時間）	
	21日	(日)		
	22日	(月)		
	23日	(火)		
	24日	(水)		
	25日	(木)		
	26日	(金)		
	27日	(土)	模擬裁判（7時間）	
	28日	(日)		
3月	1日	(月)		
	2日	(火)		
	3日	(水)		
	4日	(木)		
	5日	(金)		
	6日	(土)	模擬裁判（7時間）	
	7日	(日)	総合講義（4時間）	

※ 1月30日、2月6日、13日、19日、20日、27日、3月6日及び7日については全国同一の日程となりますが、各実施地区の実情に応じて変更することがあります。

※ グループ研修及び実務研修の日程については各グループによって異なりますので、詳細な日程は後ほどお知らせいたします（平成22年1月中旬の予定）。

MEMO

— 第9回司法書士特別研修の受講申し込みにあたって —

※ 申し込み前には、以下の注意事項を必ずお読みください。

○ 申込書記入に際しての注意事項

1. 氏名とフリガナを記入し、性別に○を付けてください。
2. 生年月日と申し込み時の年齢をご記入ください。
3. 該当する資格区分に○をご記入のうえ、合格証書番号または認定証書番号（会員は所属司法書士会と登録番号）をご記入ください。なお、平成21年度合格者の合格証書が後日郵送となる場合は、合格証書番号は空欄で結構です。
4. 住所（会員は事務所の所在地）をご記入ください。

※ 送付物のあて先が異なる場合は、付記してください。

5. 連絡先（会員は事務所）の電話番号、FAX番号、携帯番号、携帯番号以外の緊急連絡先、メールアドレスをご記入ください。
6. 受講を希望する地区（会場）名を第1希望から第3希望までご選択ください。第1希望に住所地（会員は所属する司法書士会）の地区（会場）以外を記入した場合は、その理由（簡潔に）をご記入ください。

※ 原則として全日程をその受講地で受けていただくこととなります。また、各地区（会場）の事情により、必ずしも希望どおりの受講地で受講できない場合があります。

7. 受講料を納付したことを証する書面（郵便振替用紙の「払込請求書兼受領証（写しでも可）」）を貼付してください（貼付されていない申込書は受け付けいたしません）。

○ 添付書類（返却いたしません）

必要事項を全て記入した申込書に下記の書類を全て添付して、書留郵便（簡易書留可）もしくは特定記録郵便にて送付してください（上記以外の送付及び持参での申し込みは受け付けいたしません）。

- ①司法書士となる資格を有する書面の写し【合格証書・認定証書等】・・・1通
 - ②住民票または登録原票記載事項証明書【交付日より1ヵ月以内】・・・1通
 - ③郵便振替用紙の「払込請求書兼受領証（写しでも可）」・・・1通
- ※申込書の所定の欄に貼付してください。

- ④受講証（同封の受講証用紙の所定の欄に写真を貼付し、氏名を記入したもの）
・・・・・・・・・・1通

※はりつける写真は、縦 3cm×横 3cm（カラー、白黒のどちらでも構いません）、
裏面に氏名及び登録番号（会員のみ）を付記してください。

※受講を希望する本人の氏名を記入してください。

〈受講証記入例〉

第 9 回司法書士特別研修 受 講 証	写 真
氏 名 <u>日司連 一郎</u>	
日本司法書士会連合会	

※司法書士会会員は、①および②の提出は不要です。

【申込先】 日本司法書士会連合会 事務局研修課

※封筒表面に「第 9 回司法書士特別研修申込書在中」と記載してください。

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 9 - 3 司法書士会館 3 F

【申込受付期間】

平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日（火）から同年 1 1 月 3 0 日（月）まで

（消印有効）

※受付期間以外に送付された申込書は無効となりますので、充分ご注意ください。

※研修申込書に記入頂きました個人情報は、当連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理いたします。

◇お問い合わせは下記へ

日本司法書士会連合会 事務局特別研修係 TEL 03-3359-4171（代）

※月曜日～金曜日（祝日を除く）午前 9 時から午後 5 時まで

「第9回司法書士特別研修 受講申込書」記入例

第9回司法書士特別研修 受講申込書

(1/2)

日本司法書士会連合会 御中

私は、「第9回司法書士特別研修募集要項」に記載されている事項を全て承諾の上、以下のとおり第9回司法書士特別研修の受講を申し込みます。

【申込書の記入方法】「第9回司法書士特別研修募集要項」中の「第9回司法書士特別研修の受講申し込みにあたって」(P14、15)をご参照ください。

【申込書の提出先】「日本司法書士会連合会事務局研修課」あてに、添付書類を同封のうえ、必ず書留郵便(簡易書留可)もしくは特定記録郵便にてご提出ください(上記郵便以外は受付いたしません)。

【申込受付期間】平成21年11月10日(火)から同年11月30日(月)まで(消印有効)

フリガナ	ニッシレン イチロウ		性別	男・女
1. 氏名	日司連 一郎			
2. 生年月日	西暦 1971年 12月 24日生 37歳			
3. 資格区分 該当する資格区分に○を付け、年度、合格証書番号または認定証書番号(会員は所属司法書士会と登録番号)をご記入ください。	<input type="radio"/>	昭和・平成(21)年度試験合格者	8	9
		試験合格者以外の有資格者 (大臣認定、法務局長認可、前認可)	0	号
		司法書士会会員(会名)		号
4. 住所 会員の場合は、事務所所在地をご記入ください。	〒 160-0003 東京 都・道 新宿区本塩町9-3 府・県 司法書士会館3階301号 ※マンション等は建物名・部屋番号まで正確にご記入ください			
	※送付物のあて先が上記と異なる場合はご記入ください 〒 -			
5. 電話番号 FAX番号 携帯番号 緊急連絡先 メールアドレス	TEL	03-3359-4171	FAX	03-3359-4175
	携帯番号	090-1234-5678	携帯番号以外の緊急連絡先	03-9876-5432
	E-mail:	ichiro@nisshiren.jp		

6. 受講希望地

受講希望地を下記 A～J から選択しご記入ください。

A	北海道地区－札幌会場
B	東北地区－仙台会場
C	関東地区－東京会場－東京グループ
D	関東地区－東京会場－埼玉グループ
E	関東地区－東京会場－千葉グループ
F	関東地区－神奈川会場
G	中部地区－名古屋会場
H	近畿地区－大阪会場
I	中国・四国地区－広島会場
J	九州地区－福岡会場

*第1～3希望まですべて記入すること。
*大きくハッキリと記入すること。

第1希望

G

第2希望

F

第3希望

D

※第1希望に住所地（会員は所属する司法書士会）の地区（会場）以外を記入した場合は、その理由をご記入ください。

実家から通えるため。

7. 受講料納付後、払込請求書兼受領証（写しでも可）を貼付してください。

MEMO